学校いじめ防止基本方針

令和　7年　3月

筑 前 町 立 中 牟 田 小 学 校

い じ め 防 止 基 本 方 針

筑前町立中牟田小学校

はじめに

現在、いじめの問題への対応は、安心・安全を根幹とする学校教育にとって最重要課題の一つである。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしたり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせたりする許されない行為であり、児童の人権に関わる重大な問題である。

平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が公布されたことは、いじめの問題が、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめに対峙していくことが必要であることを物語っている。

平成 26 年３月、福岡県においても、同法第１２条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「福岡県いじめ防止基本方針」が策定された。

本校においても、同年３月、同方針及び筑前町教育施策を踏まえ、「中牟田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針には、いじめのない学校を目指すために、いじめの防止等の取組、それらを進める組織体制、重大事態への対処等について定めている。すべての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくことができるように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校風土づくりに取り組む。

１　いじめ防止基本方針の目的

本校の学校教育目標「未来を拓くむたっ子の育成」の具現化を目指し、その根幹となるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の取組が、組織的かつ計画的に遂行されるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

２　いじめの問題に対する考え方

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの問題に対する考え方

いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童に関わる問題である。

いじめから一人でも多くの児童を救うために、まずは、児童を取り囲む教師・大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならな

い。学校におけるいじめの防止等の対策としては「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」の取組を具体化し、次のような視点から備えることが必要である。

□いじめの防止につながる発達支持的生徒指導の観点からの人間関係・集団づくり
□集団づくり、体験活動等の「いじめを生まない教育活動の推進」
□定期的なアンケート調査や教育相談等による「いじめの早期発見の取組の充実」
□通報・相談体制や職員の対応能力育成研修等による「早期対応と継続的指導の充実」
□大人が子どもの悩みや相談を受け止められる「地域・家庭との積極的連携」
□警察・児童相談所・医療機関・法務局等の「関係機関との密接な連携」

３　いじめの防止等の取組

（１）いじめの防止につながる発達支持的生徒指導の取組

いじめの発達支持的生徒指導とは、子どもが人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことである。子どもが人権意識を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、人権教育と生徒指導はいじめ防止につながる相乗的な効果をもつものであることを意識することが必要である。併せて、市民性を育む教育を行うことも必要であり、いじめ防止につながるという視点から、発達段階に応じた邦教育を通して、「誰もが法によってまもられている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高め、学校に市民のルールを持ち込むことが必要である。また、子どもが「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級・ホームルームが、人権が尊重され、安心して過ごせる場になることが必要である。これらのことから、「全ての子どもにとって安全で安心な学校づくり・学級・ホームルームづくり」を目指すことも、いじめの防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。

①学力【確かな学力の育成】

いじめの要因として、学力に対する自信のなさや不安があげられる。これは、子どもの学習意欲を低下させ、消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどにもつながる。学校生活の大半である授業を、わかる授業、すべての子どもが参加・活躍できる授業へと工夫することが重要である。

□ユニバーサル・デザインによる日常の授業づくり
・ねらいの焦点化、考えの可視化、学習内容の共有化を柱に、ペア活動を盛り込みながらどの子も参加し、達成感を味わうことのできるスモールステップの学習過程を構成する。

□校内研修（授業公開）の実施
・授業を担当するすべての教員が、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。その際、ユニバーサル・デザインだけでなく、生徒指導や人権教育の観点からも授業を参考にし合う。また、教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう校内研修を通じて教職員の人権感覚の育成を図る。

②心【規範意識・道徳性の育成】

いじめを未然に防止するには、他者と共によりよく生きる道徳性を子どもに育んでいく日々の継続的な取組が重要である。自分を律する心、生命や他者を尊重する心、人権尊重の精神を育て、「ならぬものはならぬ」ことを理解させる教育を次の取組から行っていく。

□基本的生活習慣と学習規律の形成（ルールやマナーの定着）

・挨拶をする、忘れ物をしない、掃除や後始末をする、自分で時間を決めて勉強する等の基本的生活習慣、チャイムが鳴ったら着席する、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方、鉛筆の持ち方等の学習規律にかかる指導を徹底し、自律的な態度を育てる。

□道徳教育、人権教育等の充実

・道徳教育全体計画において、「生命尊重」「思いやり・親切」を全学年共通の重点項目とし、道徳の時間の充実を図る。

・人権に関する学習を学期１回（５月、10 月、２月）実施し、系統的な学習を仕組むとともに、保護者との懇談会（６月）を行い、いじめ防止等をはじめ人権教育の啓発を図る。

・携帯電話やパソコンを通じて SNS 上に悪口や誹謗・中傷を書き込む、メールを送る等の「ネットいじめ」を防止するため、情報モラル教育を行うとともに、保護者及び３～６年生児童対象の「保護者と学ぶ規範意識育成事業」（７月）を実施する。

③自己有用感【居場所づくり・絆づくり】

子どもは、自分も認められている、自分も大切にされているという思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考えられる。他の子どもや大人との関わり合いを通して、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他者の役に立っている、他者から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができる交流活動・体験活動や児童会活動の充実を図る。

□交流活動・体験活動の充実

・全校・・・縦割り清掃活動（通年）
・１年・・・施設との交流（１０月）
・２年・・・新１年生への発表（４月）野菜作り・収穫祭（６～７月、11 月～1 月）
・３年・・・高齢者との交流（１０月）
・４年・・・表現「弥四郎の里」発表（２月）、１０歳を祝う会（２月）
・５年・・・米作り（通年）、林間学校（９月）
・６年・・・修学旅行（10 月）、ピース・ボランティア（１月）

□児童会による取組

・各委員会の創意工夫による常時活動
・各委員会による課題改善活動（あいさつ運動、残食ゼロ運動、室内での過ごし方等）

（２）いじめの早期発見の取組

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、子どものわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。そのため、スクールカウンセラー等を効果的に活用しながら、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。

また、性的少数者等、きめ細かな対応が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うことが求められる。

いじめの早期発見の基本は「子どものささいな変化に気づくこと」「気づいた情報を確実に共有すること」「（情報に基づき）速やかに対応すること」である。この基本に立ち、次の取

組を実施する。

①情報収集体制の整備

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、些細な情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。厚みのある情報収集体制と見逃さない教職員集団をつくることが重要である。

□定期的なアンケート調査の実施

・毎月11日のある週の初めに、無記名学校生活アンケート「心にいい日アンケート」を子ども対象に実施。実施後は「いじめ・不登校対策委員会」（月例）で実態交流、取組の協議を行い全職員で共有する。

・学期に１回、いじめに特化した無記名アンケートを実施し、個別の教育相談を行う。

□相談ポストの設置及び活用

・職員室付近に相談ポストを設置し、教職員等に直接相談できない子どももいじめを訴えられる体制をつくる。教頭が毎日放課後にポストを確認する。

□校内組織への報告

・教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、一人で抱え込まず、校内いじめ・不登校対策委員会に報告する（情報共有しないことは法の規定に違反し得る）。

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切な評価と改善を行う。

□教職員間のコミュニケーションの維持

・毎週木曜日の終礼で「気になる子」に関する情報を教職員で共通理解するとともに、今後の対応について検討する場を持つ。

・職員室等での日常の会話や相談のしやすい雰囲気を醸成し、些細なことでも一人の教師が抱えたままにしない風土づくりを進める。

□家庭・地域との連携

・ＰＴＡ活動において10月をいじめ撲滅月間とし、保護者用いじめチェックリストを活用して保護者からの情報収集を図る。

・コミュニティ・スクールの取組として、各区の見守りボランティアによる「なかむた安心・安全ネットワーク（地域見守りネットワーク」を起ち上げ、地域で通学時の子どもの気になる様子を報告してもらい、いじめや犯罪から子どもを見守る体制を充実させる。

②相談体制の整備

定期的な相談の機会を設定したり、必要に応じて専門家に相談できる窓口を紹介したりすることは、アンケート等に書けずにいる子ども、学校への相談をためらう保護者等に、相談のチャンスを用意し、早期発見の網を広げることになる。

□教育相談週間の設定

・学期に１回（６月、９月、１月）、教育相談週間を設け、いじめに特化した無記名アンケートに基づく全児童対象の個人面談を行う。

□相談しやすい環境づくり

・教職員は、健康観察で一人一人の顔を見て声を聞く、日記指導や対話を通して子どもの思いを共感的に受け止める、といった姿勢を心がけ、相談しやすい環境を整える。
・気になる子どもについて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、作業療法士と連携をとり、当該児童や保護者が相談できる機会をもつようにする。
・保健室は、子どもが心身の状況を素直に表すことができる大切な空間である。養護教諭は子どもの声を共感的に受け止めるとともに、気になる子の抱える状況を担任に丁寧に伝え助言することが必要である。

□相談窓口の周知

・関係機関が設置している相談窓口を子どもや保護者に周知し、教職員に直接話をすることをためらうような場合、学校以外にも相談できる窓口があることを知らせ、いじめの早期発見のネットワークを広げる。

【こども相談室】　筑前町こども未来センター　TEL 0120－24－7874
【子どもホットライン24】　県教育庁北筑後教育事務所　TEL 0942－32－3000
【こどもの人権ＳＯＳミニレター】　法務局、人権擁護委員

（３）発見したいじめへの対処

いじめの疑いのある問題が発見された場合、事実の迅速かつ丁寧な把握が必要となる。そして、いじめられた子どもを守りぬく配慮が必要である。問題の解消は、単に謝罪や責任追求で達成されるものではない。子どもの人格の成長に主眼を起き、再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後も見守り続けることが大切である。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること
いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、本人及び保護者への面談等で認められること。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく。

①いじめの発見、通報を受けたときの対応

□組織的な対応

・いじめの疑いがある問題が発見された場合、校内いじめ問題対策委員会において、関係児童からの聴き取り等を行い、事実関係をとらえ、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消まで校内いじめ問題対策委員会が丁寧に対応する。

□迅速な報告・連絡

・いじめであると判断された場合、校長は責任を持って町教育委員会に報告するとともに、

被害・加害児童の保護者に連絡する。

②被害児童及びその保護者への支援

□１次対応（緊急対応）

ⅰ）事実関係の正確な把握

・被害児童からの事情聴取は、立場や発達段階を考慮し丁寧に行う。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努め信頼関係を築く。聴取内容の守秘に留意する。

ⅱ）安全確保と全面支援（心のケア）

・「あなたが悪いのではない。あなたを守り抜く」ことを明確に伝え不安をできる限り除去する。必要に応じ緊急避難措置として別室登校（保健室等）も実施する。

ⅲ）関係者への報告・連絡・相談

・聞き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに関係職員に報告。保護者には事実関係と今後の対応を正確に伝え、保護者の思いを十分配慮し、問題の解決に向け理解と協力を得る。保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問し直接話をする。

□２次対応（短期対応）

ⅳ）支援体制の確立

・校内いじめ問題対策委員会で、被害児童の指導・援助の方策案を立て、全職員で共通理解する。被害児童にとって信頼できる教師を担当者にし、被害児童にかかわりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、担当者をサポートしていく。

□３次対応（長期対応）

ⅴ）対人関係能力の向上と適応促進

・いじめが解決したと見えても陰湿ないじめが続いたり再発したりすることがある。チェックリストを活用した日常的観察、定期的なアンケート等を通して、継続して十分な配慮を行う必要がある。

③加害児童及びその保護者への指導

□１次対応（緊急対応）

ⅰ）事実関係の把握

・冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。加害児童が複数の場合は、複数の教師で同時に事実と経過を聴く。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を具体的に確かめながら記録し、事実確認と指導は明確に区別する。

ⅱ）関係者への報告と確認

・事実関係を把握したら迅速に保護者に連絡する。心理的な孤立感、疎外感を与えないよう配慮し毅然と指導する。その際、加害児童の健やかな成長と健全な人間関係の構築のため、学校と家庭が連携して加害児童を見守っていくことを確認する。

□２次対応（短期対応）

ⅲ）指導方針の立案と共通理解

・いじめの態様には「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがある。加害児童も自分がいじめているという認識がない場合が多い。希薄になりがちである。事実関係を確認しながら態様に応じて、当事者の不満や不信の傾聴・受容等も行いながら、行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させ、よりよい解決策を話し合うことが重要である。

□３次対応（長期対応）

ⅳ）規範意識の育成と人間関係づくりの改善

・いじめている児童には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもある。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめに発展することがある。日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長のために協働していく姿勢が大切である。学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行う。

④いじめが起きた集団への働きかけ

□いじめを見ていた児童への働きかけ

・発見されたいじめを自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせられなくても誰かに知らせる勇気を持つよう励ます。

□いじめに同調した児童への働きかけ

・はやし立てるなどすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書きこみ等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥関係機関との連携

□筑前町いじめ問題等の解決に向けた支援会議との連携

・いじめの防止・早期発見に関する助言とともに、いじめ問題の発生にあたり、相談機関として本会議がある。教育委員会を通じて依頼し、第三者的な立場の専門家による対応に関する助言を受けながら、学校としての適切な関わりができるようにしていく。

□警察との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、町教育委員会と連絡を取り、警察署と「相談」して対処する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に「通報」し適切に援助を求める。

（４）重大事態への対処

重大事態とは、次の事態をいう。

一	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二	いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記一の「心身又は財産に重大な被害」とは、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等が考えられる。

上記二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

①重大事態の発生にともなう町教育委員会を通じた町長への報告

・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者に事態発生について報告しなければならない。調査結果についても同様である。

②重大事態に係る調査を行う組織の設置と事実関係の調査

・調査の際、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて、支援会議の専門家を加えるなどの方法により組織する。

・客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

③学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供

・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様か、学校がどう対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し説明する。適時・適切な方法で、経過報告を行う。

４　いじめの防止を推進する組織体制

（１）組　織

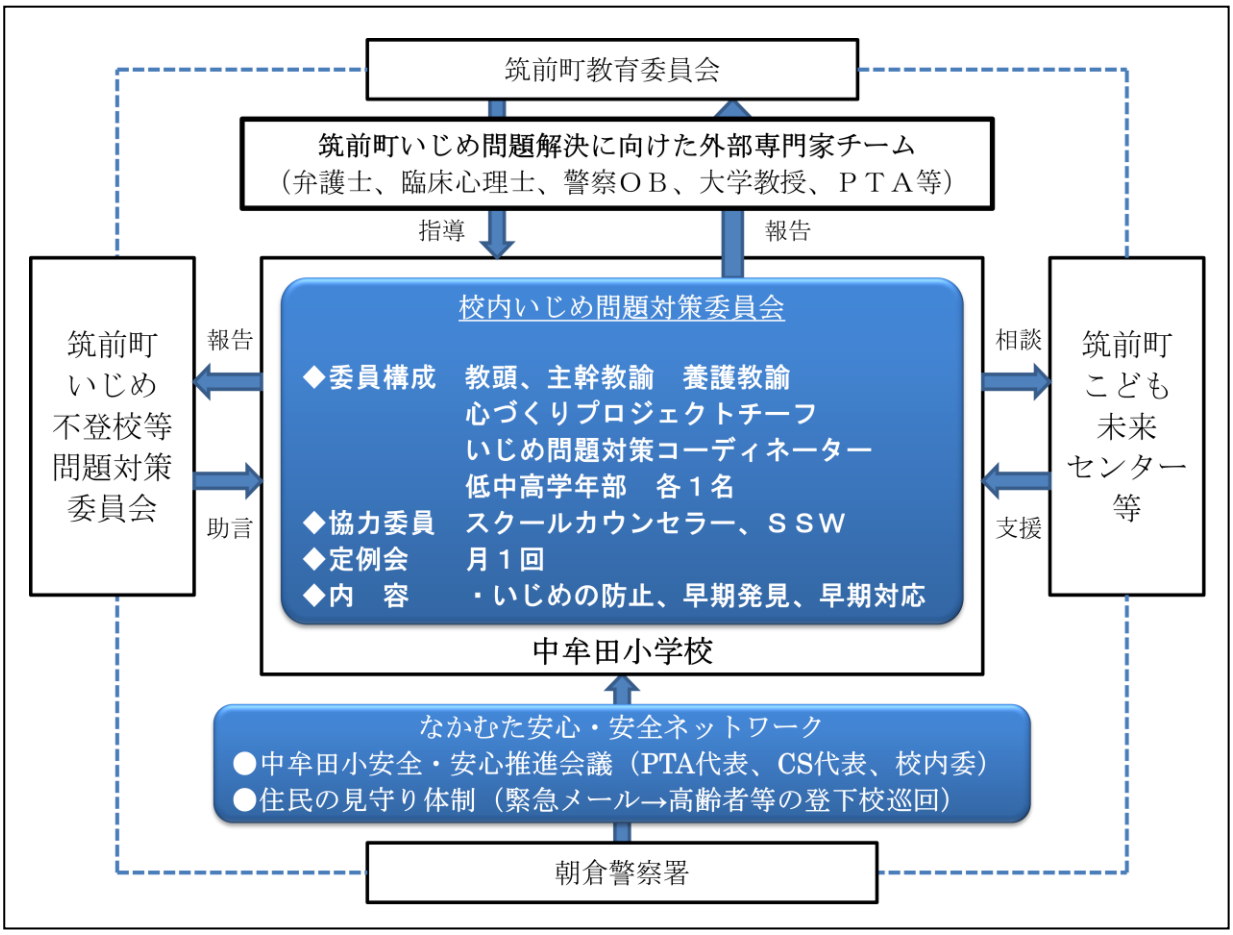

（２）いじめ発生時の対応マニュアル

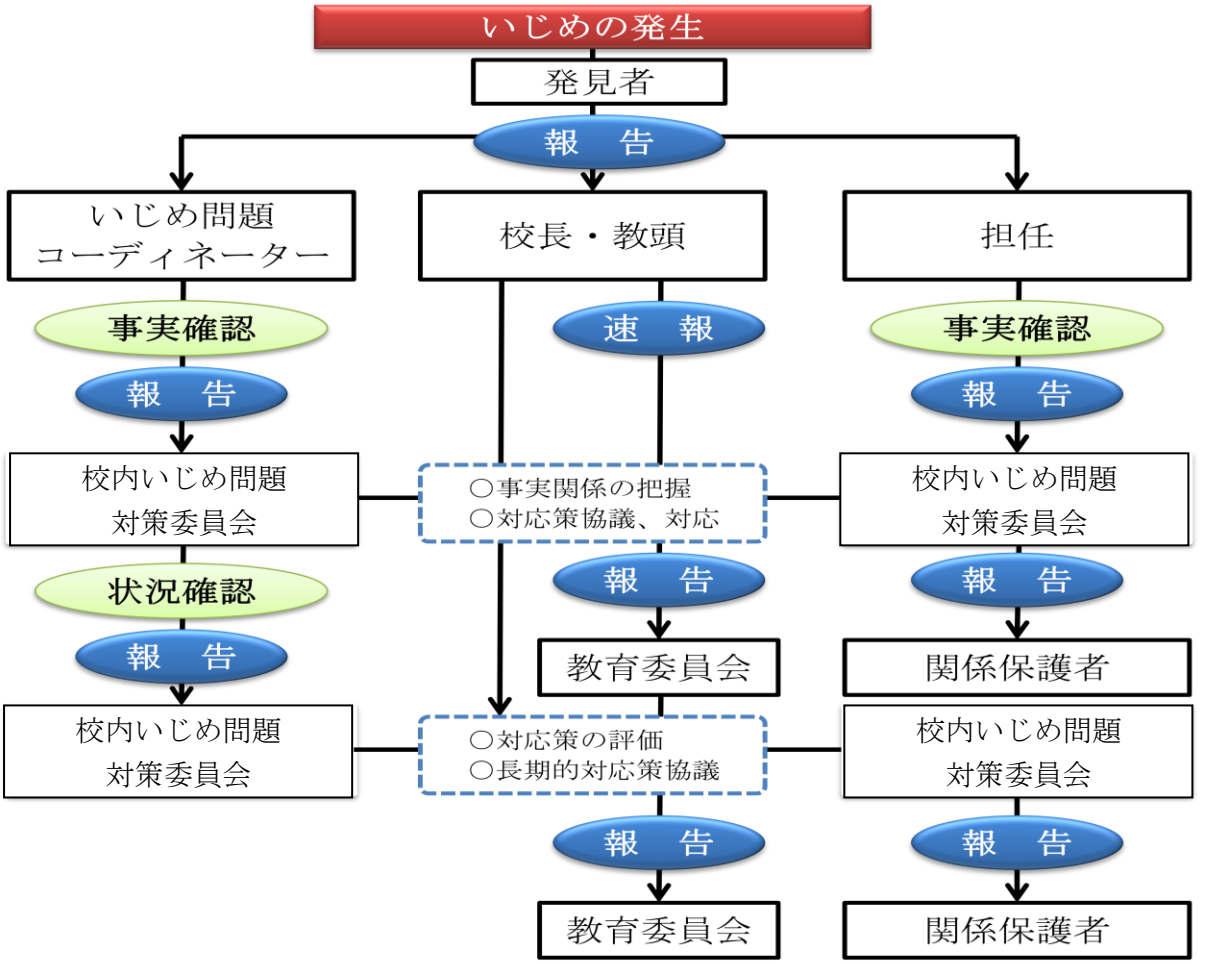

○重大事態においては、筑前町教育委員会の指導の下、警察等への報告も必要となる。
○いじめの解決が長引く場合も、関係保護者、特に被害児童とその保護者への経過報告を継続し、うやむやにしない。
○事情聴取、会議等においては、記録を細かくとっておく。